

民法等の一部を改正する法律 (成年後見及び遺言の制度の見直し) の概要と実務への影響

法務省民事局参事官
齊藤恒久 Tsunehisa Saito

法務省民事局参事官
波多野紀夫 Norio Hatano

令和8年6月17日、「民法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第45号。以下「民法等改正法」という。）及び「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和8年法律第46号。以下「整備法」という。）が成立し、同月24日に公布された。

民法等改正法は、高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加等の社会情勢の変化に鑑み、成年後見及び遺言の制度をより利用しやすいものとする観点から、例えば、成年後見制度に関して本人にとって必要な範囲で、その利用を可能とするほか、遺言制度に関して電子データ等をもって作成し、法務局において保管するという、保管証書遺言の方式を創設する規定の整備等をしている。

本稿では、民法等改正法等について、その制定の経緯等を紹介するとともに、その概要を紹介したい。なお、筆者らは、法務省において立案事務を担当したものであるが、本稿中の意見にわたる部分は筆者らの個人的見解である。

I 法律の制定の経緯等

1 法案提出に至るまでの経緯

(1) 成年後見制度

成年後見制度については、平成28年4月に成立した成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき成年後見制度利用促進基本計画が定められ、また、成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）が設置され、専門家会議において、その利用促進に向けた課題や運用等について様々な検討が行われてきた。そして、令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、専門家会議の指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うものとされた¹。

令和6年2月、法務大臣から、法制審議会に対し、成年後見制度の見直しに関する諮問第

1 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改革の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている。

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。